

新潟市市道道路台帳補正共通作業特記仕様書

平成 20 年 11 月 28 日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、新潟市（以下「甲」という。）が発注する新潟市市道道路台帳補正作業（以下「本作業」という。）の実施に当たり必要な事項を定める。

(準拠する法令等)

第2条 本作業は、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等の規定に準拠し行うものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (4) 新潟市公共測量作業規程
- (5) その他関係法令，規則等

(貸与資料)

第3条 甲は本作業に必要な次の資料を請負者（以下「乙」という。）に貸与するものとし、乙は作業完了後、速やかに甲に返却するものとする。

なお、(6)は甲乙協議の上、必要に応じ貸与するものとし、その手続きは別途甲が指示する。

- (1) 新潟市市道道路網図
- (2) 新潟市国県道道路網図
- (3) 道路現況平面図 DMデータ
- (4) 道路台帳要素（国県道・市道） DWGデータ
- (5) 道路台帳調書
- (6) 航空写真撮影成果（新潟市資産税課成果 最新のもの）

(図面の構成)

第4条 新潟市道路現況図および道路台帳附図の仕様は以下の通りとする。

(1) 図面縮尺

地図情報レベル1,000を基本とし、新潟市が管理する道路区域および関連する施設（防護さく、防災施設、防雪施設など）以外は地図情報レベル2,500の取得基準、位置精度とする。

(2) 図郭及び測地系

準拠する測地系：測地成果2011に基づく平面直角座標系 第8系

図郭サイズ：縦600m×横800m

(3) 図面の構成

道路現況平面図（DMデータ）および同名の道路台帳要素（DWGデータ）を重ねて表示することで道路台帳附図とする。

第2章 作業内容

(作業内容)

第5条 本作業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 打合せ協議
- (2) 道路台帳補正箇所の特定
- (3) 道路現況平面図作成
 - ア 新規
 - イ 改良
 - ウ 附属物Ⅰ
 - エ 附属物Ⅱ
 - オ 経年変化
- (4) 道路現況調査
- (5) 道路台帳要素データ作成
- (6) データ調書作成

(作業の概要)

第6条 前条に規定する作業の概要は次のとおりとする。なお、作業内容の詳細は第4章に定める。

- (1) 打合せ協議

本作業を適正かつ円滑に実施するため、当初、中間及び成果品納入時に甲と面談により作業方針等を確認する。
- (2) 道路台帳補正箇所の特定

道路台帳加除修正箇所個票及び補正前の道路台帳図面（道路現況平面図及び道路台帳平面図をいう。以下同じ。）により、現地において補正が必要な範囲を特定する。
- (3) 道路現況平面図作成

道路現況平面図は、新潟市道の道路現況を測量、図化し作成する。なお、作成に当たっては、補正部分と非補正部分との接合部について整合をとること。
補正内容は、現況の変化に応じて次のとおり区分する。

 - ア 新規

路線認定、道路新設（バイパス含む。）等、既存の道路台帳図面に表示のない新潟市道を新たに表示するものをいう。
また、道路中心線から左右25メートルずつの範囲における地物、地形等の現況を新たに表示する。
 - イ 改良

道路改良、歩道新設等、車道部又は歩道部幅員の変更を伴う道路現況の変化があった箇所について、既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

また、道路中心線から左右 25 メートルずつの範囲における地物、地形等の現況に
変化がある場合は表示を補正する。

ウ 附属物Ⅰ

側溝改良、側溝蓋がけ等道路路肩部の構造物により道路の一部に変化があった
場合に補正するものをいう。

エ 附属物Ⅱ

防護さく設置等、車道部又は歩道部幅員の変更を伴わない道路現況の変化があっ
た箇所について、既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

オ 経年変化

道路現況に変化はないが、道路周辺の地物、地形等に変化があった箇所について、
既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

また、地名、名称等の変更に伴う注記の補正もこれに含める。

(4) 道路現況調査

道路台帳平面図及びデータ調書の作成に必要な幅員、延長等の数値を取得するため
現地において調査を行う。

(5) 道路台帳要素データ作成

道路台帳要素データは、補正を行った道路現況平面図に、道路現況調査で得られた
数値等所定の事項を追加表示し作成する。

本作業において、国県道の台帳要素データは原則修正しない。国県道の調書集計に
影響を与えない要素データの作図位置についてのみ、乙の責任において修正できるも
のとする。

(6) データ調書作成

データ調書は、別に定める電子様式に、道路現況調査で得られた数値等所定の事項
をデータ入力し作成する。

第 3 章 納入成果品

(納入成果品)

第 7 条 成果品は次のとおりとし、甲の指定する場所に納入するものとする。

- (1) 道路現況平面図 DMデータ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (2) 道路台帳要素 (国県道・市道) DWGデータ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (3) データ調書 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (4) 第 8 条第 2 項(2)(3)で定める事前確認に用いた図面一式
- (5) 第 9 条で定める事前確認終了書の写し

(成果品の事前確認)

第 8 条 成果品は納入前に甲の事前確認を受けることとし、不具合等が判明した場合は直

ちに訂正するものとする。

2 事前確認は、次に定める図書を作成し、甲に依頼するものとする。

- (1) 事前確認依頼書（別紙様式1）
- (2) 道路台帳平面図 および 道路台帳要素データ
- (3) 補正位置 DWGデータ

補正した範囲を明示するため赤色の四角で囲み、その左上に道路台帳加除修正箇所一覧表に記載の整理番号を記入したもの。

- (3) 測定基図（データ調書に必要な数値等を取得する際に作成する図面で、車道部、歩道部及び中央帯別の幅員線及び幅員、道路中心線及び区間延長、特殊面積区間の面積が表示されているものをいう。なお、幅員線、区間延長及び特殊面積区間の定義は第4章のIによる。）

- (4) データ調書（紙（A3横）に印刷したもの）

3 事前確認は、加除修正箇所総数を2分した箇所数を1回分として2回に分けて行うこととし、履行期限の60日前までに1回目分を、30日前までに2回目分を、甲に依頼するものとする。ただし、道路台帳補正箇所の特定等において、数量を増加する変更契約があった場合は、別途甲と協議の上、決定するものとする。

（事前確認終了書）

第9条 乙は、甲が事前確認後に交付する事前確認終了書（別紙様式2）の写しを成果品納入時に提出するものとする。

(別紙様式1)

(区 市道第 回)

事前確認依頼書

令和 年 月 日

新潟市長 あて

(請負者) 印
(担当者)
(連絡先)

新潟市市道道路台帳補正作業の成果品について、下記図書を添えて事前確認を依頼します。

記

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補正前の道路台帳平面図の写し | 部 |
| 2 | 補正後の道路台帳平面図の写し | 部 |
| 3 | 測定基図 | 部 |
| 4 | データ調書 | 部 |

(別紙様式2)

(区 市道第 回)

事前確認終了書

令和 年 月 日

(請負者) 様

新潟市長

令和 年 月 日付けで依頼のあった新潟市市道道路台帳補正作業の成果品の事前確認が終了したので、通知します。

第4章 図面の補正

I 総則

- 1 道路現況平面図及び道路台帳平面図に表示する対象及び表示の方法については、本仕様書に特別な定めがある場合を除き、新潟市公共測量作業規程で準拠する作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号。以下「準則」という。）に定める公共測量標準図式（以下「標準図式」という。）によるものとする。
- 2 標準図式の地図記号のうち道路現況平面図及び道路台帳平面図に使用するものは、「新潟市道路台帳数値地形図データ取得分類基準表」（以下、「取得基準表」）のとおりとする。
- 3 道路台帳要素は「新潟市道路台帳要素図式表」（以下、「図式表」）のとおりとする。
- 4 道路現況平面図及び道路台帳平面図の加除修正範囲は、原則として道路台帳加除修正箇所票に示す道路現況に変更があった範囲とし、本仕様書はその範囲に適用する。
- 5 本仕様書における主な用語の定義は、準則に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 橋梁とは、橋長2メートル以上のものとする。

また、土被りが1メートル未満の溝橋（カルバート）は橋梁として取り扱う。
 - (2) 木橋とは、木桁橋及び補剛桁が木材である吊橋をいう。永久橋とは、鋼橋、コンクリート橋及び石橋並びにこれらの混合橋をいう。
 - (3) 立体交差部とは、市道が他の道路又は鉄道をアンダーパスする箇所をいう。
 - (4) 踏切道とは、道路と鉄道とが平面交差している部分をいい、その範囲は、踏切施設がある場合は当該施設の外側0.5メートルの線間、踏切施設がない場合は最外側軌条の内側より2.5メートル外側の線間とする。

踏切道種別は次による。

 - ア 第一種踏切道とは、踏切警手を配置するか、又は自動踏切遮断機を設置しているものをいう。
 - イ 第二種踏切道とは、一定時間に限り踏切警手を配置しているものをいう。
 - ウ 第三種踏切道とは、踏切警報機を配置しているものをいう。
 - エ 第四種踏切道とは、上記アからウ以外のものをいう。
 - (5) 独立専用自歩道とは、専ら歩行者又は自転車の通行の用に供するため建設され、独立した路線として認定された自転車歩行者道路をいう。
 - (6) 立体横断施設とは、車道部と立体的に分離された階段式、スロープ式又は押し上げ式（階段にそって自転車を押し上げるスロープを設けた形式）の横断歩道橋、地下横断歩道をいう。
 - (7) 中央帯とは、分離帯をいうものとし、側帯は含めないものとする。
 - (8) 重用とは、市道路線が一般国道、県道又は他の市道と同一路面において重複することをいう。

- (9) 未供用とは、路線の認定の告示はなされているが、未だ供用開始の告示がなされていないものをいう。
- (10) 幅員線とは、道路縁の両端を道路中心線に対し垂直に結んだ線をいう。ただし、路線の起点及び終点における幅員線は、他路線との取付形状により道路中心線に対し垂直にならない場合がある。
- (11) 区間とは、幅員線と幅員線との間をいう。
- (12) 区間延長とは、区間の道路中心線の延長をいう。
- (13) 自動車交通不能区間とは、車道部幅員が2.2メートル未満の区間及び独立専用歩道の区間のほか、甲が別に指示する区間をいうものとする。
- (14) 特殊面積区間とは、当該区間が曲線部、屈曲部又は隅切り部等のため、車道部、歩道部及び中央帯の平均幅員（区間の始幅員と終幅員の和を2で除した幅員）と区間延長の積により求めた数値が当該区間の面積と一致しない区間をいう。

II 道路現況平面図及び道路台帳平面図加除修正方法

第1 地物、地形要素

1 地図記号

(1) 境界等

郡市並びに町村及び指定都市の区の境界を表示する。

(2) 交通施設（道路）

ア 道路及び道路施設

(イ) 市道以外の道路は「道路縁」のみ表示する。

(ロ) 橋梁における木橋、徒橋は「道路橋（高架部）」と同じ記号を用いる。

(ハ) 皿型側溝は「L字溝」と同じ記号を用いる。

イ 路面境界（路面の舗装種類の境界をいう。以下同じ。）を別表3に定める記号により表示する。

ウ 消雪パイプは「取得基準表」に定める記号により表示する。

(3) 土地利用等

防護さくにおけるガードケーブルは、ガードレールと同じ記号を用いる。

2 注記

(1) 行政区画

行政区名の表示は不要とする。

(2) 居住地名

大字・町の名称を表示する。

(3) 建物

建物の名称は、公共の施設、寺社のほか著名な建物名を表示する。

第2 道路台帳要素

道路台帳平面図における市道の加除修正については、第1に定めるもののほか、次の事項を「図式表」に定める記号等により表示するものとする。

1 地図記号

(1) 起点、終点及び接続点

路線の起点、終点を表示する。

(2) 幅員線

次に掲げる箇所における車道部、歩道部及び中央帯の幅員線を表示する。

ア 路線の起点及び終点

イ 歩道の始点及び終点

ウ 交差点部の始点及び終点

エ 踏切道の始点及び終点

オ 立体交差点部の始点及び終点

カ 屈曲部の始点及び終点

キ 中央帯の始点及び終点

ク 側溝の始点及び終点

ケ 橋梁の始点及び終点（起点側及び終点側橋台パラペット前面間）

コ 曲線半径が30メートル未満となる箇所の始点及び終点

サ 縦断勾配が8パーセント以上となる箇所の始点及び終点

シ 車道部幅員が50センチメートル以上変化する箇所

ス 歩道部幅員が50センチメートル以上変化する箇所

セ 車道部又は歩道部の幅員に変化がない道路にあっては、100メートルごとの箇所

ソ 路面種別が変化する箇所

タ 側溝種別が変化する箇所

チ 側溝の内径寸法が変化する箇所

ツ 側溝がU字溝の場合、蓋の有無が変化する箇所

テ 防護さくの種類が変化する箇所

2 注記

(1) 路線番号

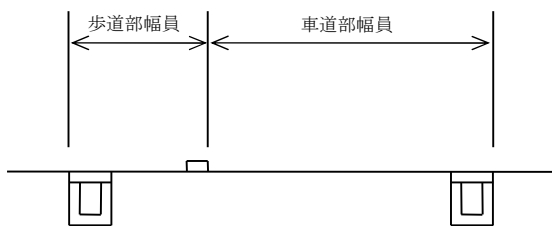
道路台帳加除修正箇所票によるものとする。

(2) 幅員

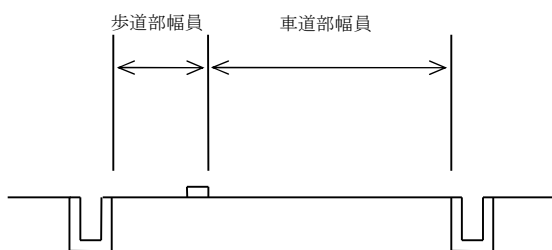
車道部、歩道部及び中央帯の幅員数値を次図により取得し表示する。

数値はメートル単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで表示する。

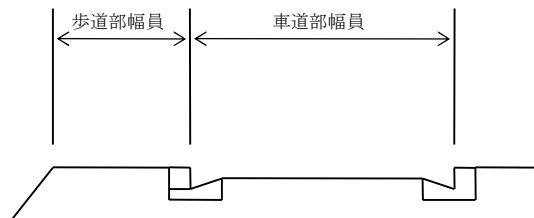
ア 側溝がU字溝有蓋の場合、車道部及び歩道部幅員に含める。



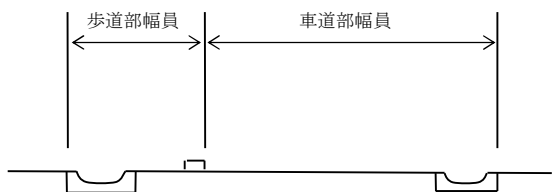
イ 側溝がU字溝無蓋の場合、車道部及び歩道部幅員には含めない。



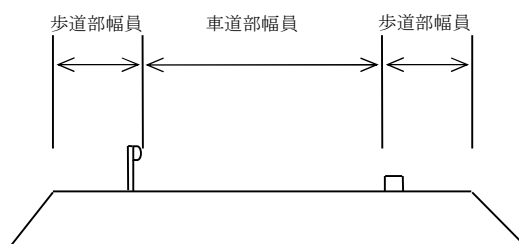
ウ 側溝がL字溝の場合の立ち上がり部は、車道部幅員には含めない。立ち上がり部が歩車道境界ブロックを兼ねる場合は歩道部幅員に含める。



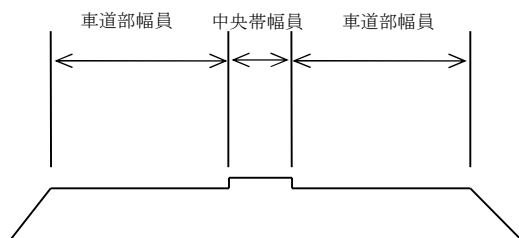
エ 側溝が皿型側溝の場合、車道部及び歩道部幅員に含める。



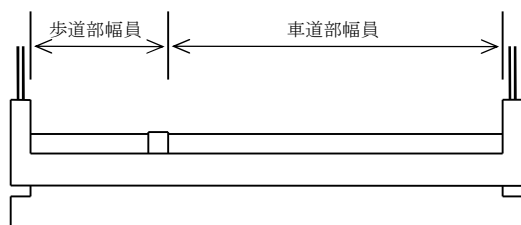
オ 歩道部が縁石又は防護さくのみで車道部と分離されている場合



カ 中央帯がある場合



キ 橋梁の場合，地覆は車道部，歩道部幅員に含めない。



(3) 道路

ア 路面種別（路面の舗装種類の別をいう。以下同じ。）を次表の区分により記号で表示する。

路面種別	記号
高級アスファルト舗装	A S
簡易アスファルト舗装	A
セメントコンクリート舗装	C O
未舗装	G

イ 側溝種別（側溝の構造の別をいう。以下同じ。）を次表の区分により記号で表示する。

内径寸法を5センチメートル単位で四捨五入し表示する。

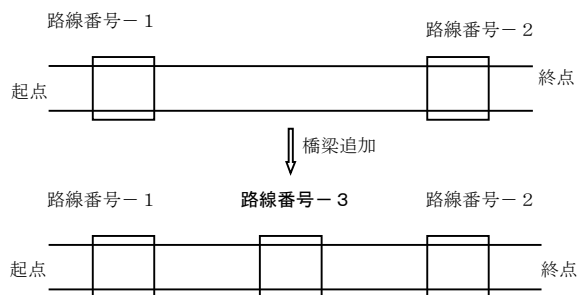
側溝種別	記号
U字溝	U
L字溝	L
皿型側溝	R G

ウ 消雪パイプは、記号「SP」により表示する。

(4) 橋梁

橋梁番号、橋梁の名称、構造形式、延長（区間延長の計）及び幅員を表示する。延長及び幅員数値は、メートル単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで表示する。

ア 橋梁番号は路線の起点側からみた橋梁の追番号で、「路線番号－追番号」と表示する。ただし、既存の橋梁間に新たな橋梁を追加する場合は、当該路線の最終番号の次の番号を付すこととする。（次図参照）



イ 構造形式は別途新潟市が指示する内容を、次表の区分により記号で表示する。

使用材料 構造形式	鋼橋	R C 橋	P C 橋	石橋	木橋
床版橋		K	P B	M B	W B
桁橋					
I 桁	S G I	K I	P B I		
I 桁 (合成)	S G I 2				
H 桁	S G H				
H 桁 (合成)	S G H 2				
箱桁	S B	K B	P B B		
箱桁 (合成)	S B 2				
T 桁		K T	P B T		
トラス橋	S T				W T
アーチ橋					
アーチ	S A	K A		M A	
ランガー	S L				
ローゼ	S L O				
ラーメン橋	S R	K R	P R		
斜張橋					
I 桁	C S I				
箱桁	C S B				
トラス	C S T				
吊橋					S U W
I 桁	S U I				
箱桁	S U B				
トラス	S U T				
溝橋			B K		

(5) 立体交差部

交差番号、立体交差部の名称、延長（区間延長の計）及び幅員を表示する。

延長及び幅員数値は、メートル単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで表示する。

交差番号の取得方法は、(4)アの橋梁番号の場合と同じとする。

(6) 踏切道

踏切道番号、踏切道の名称、延長（区間延長の計）及び幅員を表示する。

延長及び幅員数値は、メートル単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで表示する。

踏切道番号の取得方法は、(4)アの橋梁番号の場合と同じとする。

(7) 曲線半径

曲線半径が30メートル未満となる箇所における曲線半径を表示する。

数値はメートル単位で小数点以下1位を四捨五入して整数で表示する。

(8) 縦断勾配

縦断勾配が8パーセント以上となる箇所における縦断勾配を表示する。

数値はパーセント単位で小数点以下1位を四捨五入して整数で表示する。

Ⅲ データ調書作成

データ調書は別に定める Microsoft(R)Excel (以下「エクセル」という。) 様式に必要な事項を入力し作成する。

1 加除修正データ調書(様式1)

(1) 作成方法

ア 補正を行った範囲における連続する区間を1レコード(エクセルにおける行をいう。以下同じ。)として作成する。ただし、連続する区間であっても、図面番号が異なる場合はそれぞれ別レコードとする。

イ 各レコードは、同一のシート(エクセルにおけるシートをいう。以下同じ。)に行を空けず連続して入力する。

(2) 各項目の入力事項

別記1に定める項目を取得し入力する。なお、次の項目については、道路台帳加除修正箇所票により入力する。

ア 加除修正事由

イ 道路種別

ウ 路線番号, 路線名

2 区間データ調書(様式2)

(1) 作成方法

ア 補正を行った範囲における連続する区間について、それぞれ1区間を1レコードとして作成する。

イ 各レコードは、同一のシートに行を空けず連続して入力する。

(2) 各項目の入力事項

別記2に定める項目を取得し入力する。

3 橋梁データ調書(様式3)

(1) 作成方法

- ア 補正を行った範囲に橋梁がある場合に，1 橋梁を1 レコードとして作成する。
- イ 補正を行った範囲に複数の橋梁がある場合，各レコードは，同一のシートに行を空けず連続して入力する。

(2) 各項目の入力事項

別記3に定める項目を別途新潟市が指示する内容により入力する。

4 交差データ調書（様式4）

(1) 作成方法

- ア 補正を行った範囲に立体交差部又は踏切道がある場合に，1 立体交差部又は1 踏切道を1 レコードとして作成する。
- イ 補正を行った範囲に複数の立体交差部又は踏切道がある場合，各レコードは，同一のシートに行を空けず連続して入力する。

(2) 各項目の入力事項

別記4に定める項目を取得し入力する。

附 則

この仕様書は、平成20年11月28日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成21年7月7日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成23年7月11日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成27年7月8日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和2年6月5日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和5年4月21日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和6年4月17日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和8年4月1日からデジタル化実施済み地区に適用する。